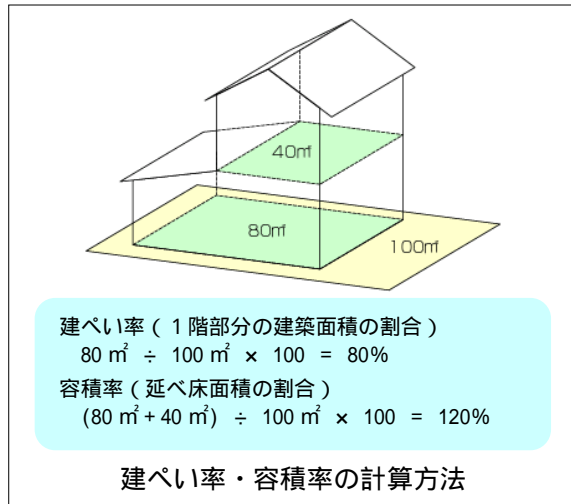


用途地域の規制内容 2

建築物の用途の制限と併せて、建ぺい率・容積率などの「建築物の建て方のルール」が定められます。

建ぺい率、容積率を指定することで、敷地内における一定の広さの空地を確保、建築密度の規制ができ、防災上の安全を確保するとともに、通風や採光等の衛生的な生活環境の確保も担保できます。



五泉市における用途地域の建ぺい容積率・指定状況

	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第1種低層住居専用地域	40	80
第1種中高層住居専用地域	60	200
第2種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
白地地域	70	200,300

用途地域の規制内容 3

この他にも斜線制限や日影規制などの規制が用途地域の種類により発生します。

